

## 射水市立小中学校への体験入学について

海外に在住する児童生徒が、現地校の長期休暇等に伴い一時帰国した際、射水市の小・中学校への通学を希望する場合には、学校長の判断により体験入学することができます。

ただし、日本国内のいずれかの市町村に住民登録をされた場合は、滞在日数にかかわらず、日本の学校に就学する義務が生じますので、住民登録をされた市町村で正式な就学手続きをしていただく必要があります。

### 1 体験入学対象者

射水市に住民登録されていない小学校1年生～中学校3年生の年齢相当の方

### 2 体験入学期間

保護者と協議のうえ、学校長が決定します。

### 3 体験入学の受入校

原則、滞在中の居住地の学校区による指定校及び年齢相当の学年となります。

ただし、日本語の習得状況などにより、下の学年の方が適当であると学校と保護者の間に同意があれば、この限りではありません。

### 4 受入要件

- ・登下校及び学校生活を含め、すべて保護者の責任のもと通学させることが条件となります。
- ・登下校時や学校内での事故によるけがが発生した場合に補償制度は適用されません。
- ・授業等に必要な学用品、給食費及び活動費等の学校生活において必要なものは、すべて実費負担となります。学校に確認のうえ、ご用意ください。
- ・その他学校長が必要と認める要件がある場合がありますので、事前に学校にご確認ください。

### 5 体験入学前の健康診断

結核高まん延国に6か月以上の居住歴がある場合は、日本国内で結核の検査を受診し、検診結果がわかる書類を提出してください。(例:結核に罹患していないことがわかる診断書、日本人学校に通われている方で当該年度の健康診断結果が記入された学校の健康診断票をお持ちの方についてはその写し 等)

※ 健康診断にかかる費用は自己負担となります。

※ 高まん延国に該当するか不明な場合は、事前に教育委員会にお問い合わせください。

### 6 申請から体験入学までの手続き

- ① 体験入学を希望する学校に連絡をし、体験入学期間を決定する。
- ② 申請書に必要事項を記入し、結核検診結果の写し(該当者のみ)を添付のうえ学校に提出する。